

鳥取市認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第7号

鳥取市認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市認定こども園に関する条例（平成29年鳥取市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「、附則第6条及び附則第7条」を「及び附則第6条から附則第8条まで」に改める。

附則第8条を附則第9条とし、附則第7条中「前2条」を「前3条」に、「又は市長」を「、市長」に改め、「認める者」の次に「又は看護師等」を加え、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条 別表第1職員配置の項第5項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3項の規定により認定こども園に置かなければならない

配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

別表第1基本方針の項第5項中「虐待その他」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子ども」に改め、同表サービスの提供の項中第14項を第16項とし、第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

13 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

別表第2基本方針の項第5項中「虐待その他」を「児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子ども」に改め、同表サービスの提供の項中第10項を第15項とし、第9項を第14項とし、第8項を第10項とし、同項の次に次の3項を加える。

11 感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務

継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

1 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

別表第2サービスの提供の項第7項の次に次の2項を加える。

8 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

9 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1サービスの提供の項第13項及び別表第2サービスの提供の項第9項の規定の適用については、認定こども園において、子どもの送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合にお

いて、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。